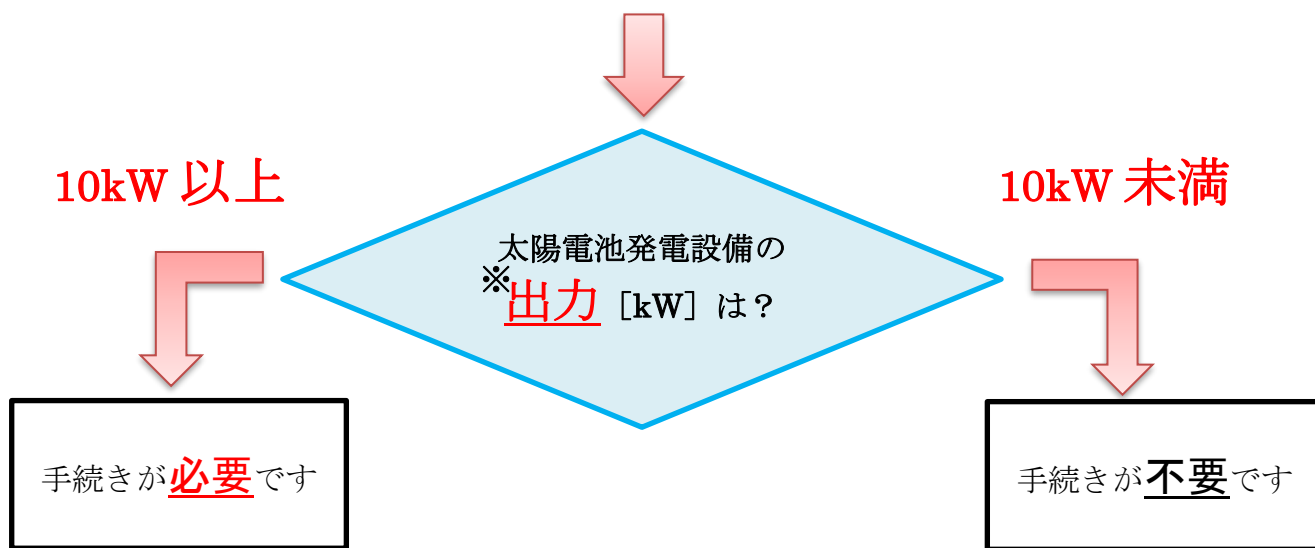


太陽電池発電設備を設置したい



【必要な手続き】

①主任技術者の選任

(出力が 50kW 以上。選任、許可、兼任、外部委託のいずれか)

②保安規程の届出

(出力が 50kW 以上)

③使用前自己確認結果の届出

(出力が 10kW 以上 2,000kW 未満)

④工事計画の届出

(出力が 2,000kW 以上)

⑤小規模事業用電気工作物設置の届出

(出力が 10kW 以上 50kW 未満)

※モジュール合計出力、逆変換装置の合計出力のうちいずれか小さい値

【詳細は電力安全課までお問合せください】